

アルコール事業法の定期報告書の提出期限について

令和3年4月

アルコール事業法に基づく定期報告書の提出期限は5月末日です。

昨年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けてアルコール事業法に基づく定期報告書の提出期限を延長しましたが、本年(令和2年度分)については提出期限の延長は行いません。

法令に基づき5月末日までに、各経済産業局へ提出が必要となりますので、ご注意ください。

(参考) 昨年の延長時のご案内

https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/teikihoukoku_enchou_200525.pdf

(本件のお問合せ先)

製造産業局素材産業課アルコール室

担当者: 田中、浅田、青山

電話: 03-3501-1511(内線 3751~3752)

03-3580-5651(直通)

メール: alcohol-gyomu@meti.go.jp